

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和 2 年 5 月 1 日付けで行った手帳の交付申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張

請求人は、以下のことから、本件処分の違法又は不当を主張している。

診断書がテキトーで、おおむねできるに全て丸がしてあったが、食事もつukれないし、朝も起きれないし、環境を清潔に保てない。この病気で、25年間も精神科に通院しているが、いっこうに治らない。人と6時間も違う生活を15年くらい続けざるを得ないのは、障害と言えないのですか？ 私のたいまんのせいだと言うのでしょうか？

夜、薬を飲まないとおおむねならない。ねむれない。ねたら、昼、悪いときは夕方まで起きれない。これは障害と言えないのでしょうか？

#### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

#### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 9 月 1 7 日	諮問
令和 2 年 1 1 月 5 日	審議（第 4 8 回第 3 部会）
令和 2 年 1 1 月 2 6 日	審議（第 4 9 回第 3 部会）

#### 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。） 45 条 1 項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条 2 項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。
- (2) 法 45 条 2 項の規定を受けて、法施行令 6 条は、1 項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3 項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3 項において、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級及び 3 級とし、各級の「精神障害の状態」については、別紙 2 の表のとおりと規定

している。

- (3) 法施行令 6 条 3 項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成 7 年 9 月 12 日健医精発第 46 号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

法 45 条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法 2 条 8 項の自治事務であるところ（法 51 条の 13 第 1 項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものである。

- (4) そして、法 45 条 1 項の規定を受けた法施行規則 23 条 2 項 1 号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされており、本件においても、上記(3)の「総合判定」は、手帳の新規交付申請時に提出された診断書（以下「本件診断書」という。）により、その記載内容全般を基に、判定基準等に照らして客観的になされるべきものと解される。

- 2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

- (1) 機能障害について

ア 請求人の主たる精神障害として記載されている「うつ病

I C Dコード（F 3 2）」（別紙 1・1・(1)）は、判定基準によれば、「気分（感情）障害」に該当する。

「気分（感情）障害」による機能障害については、判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

なお、留意事項 2・(2)によれば、「精神疾患（機能障害）の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」の欄には、別紙 1・3のとおり、「推定発病時期」は、平成6年8月頃とされ、「抑うつ等のため H 6. 1 0. 6より当院通院中」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」の欄は、別紙 1・4のとおり、「抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分）」に該当し、「現在の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄は、別紙 1・5・(1)のとおり、「時おり抑うつ、不眠を認めている」と記載され、検査所見（別紙 1・5・(2)）は記載がない。また、「生活能力の状態の具体的程度、状態像」欄は、別紙 1・7のとおり、「時おり抑うつ的な時期は認めるが、全般的にはおちついている。」と記載されている。なお、「就労状況について」欄は、「その他（就労なし）」と記載されている。

ウ これらの記載内容からすると、請求人は精神疾患を有し、機能障害は、時おり抑うつや不眠を認めるが、全体的には落ち着いている状態であると認められる。

そうすると、請求人の機能障害の程度は、判定基準等に照らすと、その症状が、障害等級３級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」に至っているとまでは認められないと判定するのが相当である。

## (2) 活動制限について

ア 次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書の「日常生活能力の程度」の欄（別紙１・６・(3)）は「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。」とされている。

留意事項３・(6)の表によれば、「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。」は、障害等級「非該当」の区分に相応し、「『普通にできる』とは、『完全・完璧にできる』という意味ではなく、日常生活および社会生活を行う上で、あえて他者による特別の援助（助言や介助）を要さない程度のものを言う。」とされている。

そして、請求人は、在宅で家族等と同居している環境にあり（別紙１・６・(1)）、「日常生活能力の判定」欄（別紙１・６・(2)）は全項目が「自発的にできる」又は「適切にできる」とされ、生活能力の状態の具体的程度、状態像として、「時おり抑うつ的な時期は認めるが、全般的にはおちついている。」、就労状況は「その他（就労なし）」と記載され（別紙１・７）、障害福祉等サービスの利用もなされていない（別紙１・８）。

イ これらの記載内容からすると、請求人の生活能力は、通院及び内服の必要はあるものの、日常生活及び社会生活におい

て、他者による特別の援助を要する程度には至っていない程度であると認められる。

そうすると、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らすと、障害等級3級に相当する「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」に至っているとは認められないと判定するのが相当である。

### (3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」である3級に至っているとは認められず、政令で定める精神障害の状態にないと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解されるが、前述(1・(4))のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであり、本件診断書によれば、判定基準等に照らして、障害等級非該当と認定するのが相当であることは、上記(2・(3))記載のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 1 及び別紙 2 (略)